

関連情報・資料

[医療提供体制及び介護保険制度改革の概要と論点 - 参議院](#)

www.sangiin.go.jp/japanese/annai/.../20140401021.pdf

医療提供体制及び介護保険制度改革の概要と論点

一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案 — 厚生労働委員会調査室 寺澤 泰大・根岸 隆史
はじめに

1. 医療及び介護の現状

- (1) 高齢化の進行
- (2) 医療費及び介護費の動向
- (3) 医療提供体制の現状
- (4) 医療従事者の現状
- (5) 介護の現状

2. 法律案提出の背景

- (1) 社会保障と税の一体改革
- (2) 社会保障制度改革国民会議
- (3) 社会保障制度改革プログラム法

3. 法律案提出の経緯

- (1) 医療部会
- (2) 介護保険部会
- (3) 法律案の提出

4. 法律案の概要及び主な論点

- (1) 医療法等改正に関する検討の経緯
- (2) 消費税増収分を活用した新たな基金の設置と医療・介護の連携強化
 - ア 現状とこれまでの検討の経緯
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (3) 病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定
 - ア 現状とこれまでの検討の経緯
 - イ 改正案の内容
(医療と介護の連携と地域包括ケアシステム)
(診療報酬改定による病床再編)
 - ウ 主な論点

- (4) 看護師の特定行為と研修制度の新設
 - ア 現状とこれまでの検討の経緯
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (5) 医療事故に係る調査の仕組み
 - ア 現状とこれまでの検討の経緯
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (6) 医療分野におけるその他の改正
 - ア 医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し⁸⁸
 - (ア) 診療放射線技師の業務範囲の見直し(診療放射線技師法関係)
 - (イ) 臨床検査技師の業務範囲の見直し(臨床検査技師等に関する法律関係)
 - (ウ) 歯科衛生士の業務実施体制の見直し(歯科衛生士法関係)
 - イ 持分なし医療法人への移行の促進(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律関係)
 - ウ 外国医師等の臨床修練制度⁸⁹の見直し(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律関係)
 - エ 医師確保対策(地域医療支援センターの設置)
 - オ 歯科技工士国家試験の見直し(歯科技工士法関係)
 - カ 臨床研究の推進
 - キ 看護職員確保対策(看護師等の人材確保の促進に関する法律関係)
 - ク 医療機関の勤務環境改善
- (7) 介護予防給付の市町村事業への移行
 - ア 現状
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (8) 介護保険の利用者負担の引上げ
 - ア 現状
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (9) 特別養護老人ホーム入所者の重度者への限定
 - ア 現状
 - イ 改正案の内容
 - ウ 主な論点
- (10) 介護保険施設入所者に対する補足給付に当たっての資産勘案
 - ア 現状

イ 改正案の内容

ウ 主な論点

(11) 介護保険におけるその他の改正点

ア 低所得者の第1号保険料負担の軽減措置の拡大

イ 介護福祉士の資格取得方法見直しの先送り

ウ 介護従事者の人材確保方策についての検討

(12) 法律案の施行期日

法律案の主な施行期日

施行期日 改正事項

① 公布の日

○診療放射線技師法(業務実施体制の見直し)○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(介護福祉士の資格取得方法の見直しの期日の変更)

② 平成26年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(厚生労働大臣による総合確保方針の策定、基金による財政支援)○医療法(総合確保方針に即した医療計画の作成)○介護保険法(総合確保方針に即した介護保険事業計画等の作成)

③平成26年10月1日

○医療法(病床機能報告制度の創設、在宅医療の推進、病院・有床診療所等の役割、勤務環境改善、地域医療支援センターの機能の位置づけ、社団たる医療法人と財団たる医療法人の合併)○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(臨床教授等の創設)○良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(持分なし医療法人への移行)

④平成27年4月1日

○医療法(地域医療構想の策定とその実現のために必要な措置、臨床研究中核病院)○介護保険法(地域支援事業の充実、予防給付の見直し、特養の機能重点化、低所得者の保険料軽減の強化、介護保険事業計画の見直し、サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用)※なお、地域支援事業の充実のうち、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化及び認知症施策の推進は平成30年4月、予防給付の見直しは平成29年4月までにすべての市町村で実施○歯科衛生士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律(業務範囲の拡大・業務実施体制の見直し)○歯科技工士法(国が歯科技工士試験を実施)

⑤平成27年8月1日

○介護保険法(一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ、補足給付の支給に資産等を勘案)

⑥平成27年10月1日

○医療法(医療事故の調査に係る仕組み)○看護師等の人材確保の促進に関する法律(看護師免許保持者等の届出制度)○保健師助産師看護師法(看護師の特定行為の研修制度)

- ⑦平成28年4月1日までの間にあつて政令で定める日
- 介護保険法(地域密着型通所介護の創設)
- ⑧平成30年4月1日
- 介護保険法(居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲)
(出所) 厚生労働省医政局「全国医政関係主管課長会議資料」(平26.3.3)

5. その他の主な論点

- (1) 一括法案である必要性
- (2) 医療・介護連携を進める行政の体制
- (3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し
- (4) 都道府県の役割強化と国民健康保険の保険者の都道府県移行
- (5) 人生の最終段階における個人の尊厳と患者の意思の尊重
- (6) 平成23年介護保険法改正の効果
- (7) 家族介護者支援と介護離職への対応
- (8) 要介護認定の在り方
- (9) 介護支援金の総報酬割

おわりに